

訪問看護 料金表

令和7年1月1日現在

介護保険《要介護の方》		単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問看護費（1回につき）					
所要時間 20分未満の場合		314	314	628	942
所要時間 30分未満の場合		471	471	942	1413
所要時間 30分以上 1時間未満の場合		823	823	1646	2469
所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合		1,128	1128	2256	3384
理学療法士等による訪問の場合		294	294	588	882
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（90%）		265	265	530	795
複数名訪問加算（Ⅰ） （複数看護師等）（1回につき）	30分未満	254	254	508	762
	30分以上	402	402	804	1206
複数名訪問加算（Ⅱ） （看護師等＋看護補助者）（1回につき）	30分未満	201	201	402	603
	30分以上	317	317	634	951
長時間訪問看護加算 （1回につき）	特別管理加算 該当者のみ	300	300	600	900
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（1月につき）		600	600	1200	1800
特別管理加算 （1月につき）	（Ⅰ）※の方	500	500	1000	1500
	（Ⅱ）※以外の方	250	250	500	750
ターミナルケア加算（死亡月につき）		2,500	2500	5000	7500
初回加算 （1月につき）	（Ⅰ）退院日	350	350	700	1050
	（Ⅱ）退院日以外	300	300	600	900
退院時共同指導加算 1回（特別な管理を必要とする利用者は2回）に限り		600	600	1200	1800
早朝・夜間、深夜の場合	夜間（午後6時～午後10時）	所定単位数×25/100を加算			
	早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算			
	深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算			
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合		所定単位数×90/100			

※ 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

介護保険対象外自費サービス料金

交通費	当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費（実費）がかかります。 なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、片道 1kmあたり 100円	実費
個人契約による 訪問看護（30分毎）	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。	4,000円
死後の処置代	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合	25,000円

介護予防訪問看護 料金表

令和7年1月1日現在

介護保険《要支援の方》		単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
介護予防訪問看護費(1回につき)		—	—	—	—
所要時間 20分未満の場合		303	303	606	909
所要時間 30分未満の場合		451	451	902	1353
所要時間 30分以上 1時間未満の場合		794	794	1588	2382
所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合		1,090	1,090	2180	3270
理学療法士等による訪問の場合		284	284	568	852
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合(50%)		142	142	284	426
複数名訪問加算(Ⅰ) (複数名看護師等)(1回につき)	30分未満	254	254	508	762
	30分以上	402	402	804	1206
複数名訪問加算(Ⅱ) (看護師等+看護補助者)(1回につき)	30分未満	201	201	402	603
	30分以上	317	317	634	951
長時間訪問看護加算 (1回につき)	特別管理加算 該当者のみ	300	300	600	900
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(1月につき)		600	600	1200	1800
特別管理加算(1月につき)	(Ⅰ)※の方	500	500	1000	1500
	(Ⅱ)※以外の方	250	250	500	750
初回加算(1月につき)	(Ⅰ)退院日	350	350	700	1050
	(Ⅱ)退院日以外	300	300	600	900
退院時共同指導加算 1回(特別な管理を必要とする利用者は2回)に限り		600	600	1200	1800
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について 指定介護予防看護の利用が12月を超える場合(1回につき)		-5	-5	-10	-15
早朝・夜間、深夜の場合	夜間(午後6時~午後10時)	所定単位数×25/100を加算			
	早朝(午前6時~午前8時)	所定単位数×25/100を加算			
	深夜(午後10時~午前6時)	所定単位数×50/100を加算			
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合		所定単位数×90/100			

※ 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

介護保険対象外自費サービス料金

交通費	当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。通常の事業の実施地域を越えた所から、片道 1kmあたり 100円	実費
個人契約による訪問看護(30分毎)	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。	4,000円
死後の処置代	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合	25,000円

訪問看護 料金表

令和7年1月1日現在

医療保険≪精神科以外≫		料金 10割	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
基本利用料					
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護管理療養費Ⅰ (1日につき)	月の初日	13,230	1,323	2,646	3,969
	月の2日目以降	3,000	300	600	900
夜間・早朝訪問看護加算 (1回につき)	夜間(午後6時～午後10時)	2,100	210	420	630
	早朝(午前6時～午前8時)				
深夜訪問看護加算 (1回につき)	深夜(午後10時～午前6時)	4,200	420	840	1,260
月に1回請求させて頂く加算					
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療DX情報活用加算		50	5	10	15
<input type="checkbox"/> 訪問看護ベースアップ評価料		780	78	156	234
利用者の希望により算定					
<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算		6,800	680	1,360	2,040
該当する場合に請求させて頂く加算					
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	(※1の方)	5,000	500	1,000	1,500
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ	(※1以外の方)	2,500	250	500	750
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	(状態に応じ月2回まで)	8,000	800	1,600	2,400
<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	※2	2,000	200	400	600
<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	(退院日に訪問した場合)	6,000	600	1,200	1,800
<input type="checkbox"/> 長時間退院支援指導加算		8,400	840	1,680	2,520
<input type="checkbox"/> 乳幼児加算	(※3の方)	1,800	180	360	540
	(※3以外の方)	1,300	130	260	390
その他加算					
難病等複数回訪問加算	(1日2回訪問)	4,500	450	900	1,350
	(1日3回以上訪問)	8,000	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算	(1日につき)	2,650	265	530	795
複数名訪問看護加算	(週1回まで) ※4	4,500	450	900	1,350
長時間訪問看護加算	(週1回まで) ※5	5,200	520	1,040	1,560
ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000	2,500	5,000	7,500

医療保険対象外自費サービス料金

交通費	1回の訪問につき概ね片道2km未満	300円
	1回の訪問につき概ね片道2km以上	500円
営業日以外の訪問	訪問毎に	2,000円
個人契約による訪問看護	30分毎に	4,000円
死後の処置代	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合	25,000円

医療訪問看護利用料金 <精神科以外> 注釈

- ※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

- ※2 特別管理指導加算：退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算が算定できる状態に該当する利用者について更に算定可能

- ※3 下記①～③の厚生労働大臣が定める者に該当する場合に算定可能
 - ①超重症児又は準超重症児
 - ②特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する疾病等の小児
 - ③特掲診療料の施設基準等別表第八に該当する小児

- ※4 複数名訪問看護加算：下記のいずれかの基準を満たし、利用者や家族の同意を得て、同時に複数の看護師が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定
 - ①厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
 - ②特別訪問看護指示期間中であり、指定訪問看護を受けている利用者
 - ③特別な管理を必要とする利用者
 - ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合
 - ⑤利用者の身体的理由により1人の看護職員等による訪問看護が困難と認められる場合
 - ⑥その他利用者の状況等から判断して①から⑤のいずれかに準ずると認められる場合

- ※5 長時間訪問看護加算：長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が、90分を超えた場合は週1回（15歳未満の超重症児・準超重症児については週3回）算定
 - ①15歳未満の超重症児・準超重症児
 - ②特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者
 - ③特別な管理を必要とする利用者

訪問看護 料金表

令和6年6月1日現在

医療保険<<精神科>>		料金 10割	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
基本利用料					
精神科基本療養費Ⅰ (1日につき)	(週3日目まで) 30分以上	5,550	555	1,110	1,665
	(週4日目以降) 30分以上	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護管理療養費Ⅰ (1日につき)	月の初日	13,230	1,323	2,646	3,969
	月の2日目以降	3,000	300	600	900
夜間・早朝訪問看護加算 (1回につき)	夜間(午後6時～午後10時)	2,100	210	420	630
	早朝(午前6時～午前8時)				
深夜訪問看護加算 (1回につき)	深夜(午後10時～午前6時)	4,200	420	840	1,260
月に1回請求させて頂く加算					
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療DX情報活用加算		50	5	10	15
<input type="checkbox"/> 訪問看護ベースアップ評価料		780	78	156	234
利用者の希望により算定					
<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算		6,800	680	1,360	2,040
該当する場合に請求させて頂く加算					
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	(※1の方)	5,000	500	1,000	1,500
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ	(※1以外の方)	2,500	250	500	750
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	(状態に応じ月2回まで)	8,000	800	1,600	2,400
<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	※2	2,000	200	400	600
<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	(退院日に訪問した場合)	6,000	600	1,200	1,800
<input type="checkbox"/> 長時間退院支援指導加算		8,400	840	1,680	2,520
その他加算					
精神科複数回訪問加算 ※3	(1日2回訪問)	4,500	450	900	1,350
	(1日3回以上訪問)	8,000	800	1,600	2,400
精神科緊急訪問看護加算	(1日につき)	2,650	265	530	795
複数名精神科訪問看護加算	(1日に1回)	4,500	450	900	1,350
長時間精神科訪問看護加算	※4	5,200	520	1,040	1,560
ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000	2,500	5,000	7,500

医療保険対象外自費サービス料金

交通費	1回の訪問につき概ね片道2km未満	300円
	1回の訪問につき概ね片道2km以上	500円
営業日以外の訪問	訪問毎に	2,000円
個人契約による訪問看護	30分毎に	4,000円
死後の処置代	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合	25,000円

医療訪問看護利用料金 <<精神科>> 注釈

- ※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

- ※2 特別管理指導加算：退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算が算定できる状態に該当する利用者について更に算定可能

- ※3 精神科複数回訪問加算：精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者に対して、連携医療機関の主治医の指示に基づき算定可能

- ※4 長時間精神訪問看護加算：長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が、90分を超えた場合は週1回（厚生労働大臣が定める者については週3回）算定
 - ①15歳未満の超重症児・準超重症児
 - ②特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者
 - ③特別な管理を必要とする利用者